

県内自動車関連中小企業等マッチング支援等 業務仕様書

1 事業の目的

自動車の電動化（E V）により不要となる内燃機関等に関する部品需要の減少やE V化により新たに必要となる部品需要の増加を踏まえ、県内自動車関連中小企業等による新たな取引先との関係構築や既存の取引先との協業強化を支援するため、展示会等を契機としたマッチング支援等を行うことにより、県内自動車関連産業の競争力を維持・強化することを目的とする。

2 委託事業の内容

(1) 委託事業名

県内自動車関連中小企業等マッチング支援等業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(3) 業務内容

① マッチング支援等の実施

ア 大企業等における展示商談会の企画・運営及び出展企業に対する支援

- ・ 県内自動車関連中小企業等（以下「県内企業」という。）を出展企業として、完成車メーカーや大手自動車部品関連企業（T i e r 1等）、又は県内企業とのマッチングが見込める異業種（ヘルスケア産業を除く。）の大企業等における展示商談会を1回以上企画・運営すること。運営にあたっては、会場の確保、展示用資材の借上げ・運送、来場者用パンフレットや社名板等の制作、前日及び当日の会場設営・撤去、来場者に配布する粗品の調達、当日の受付等、必要な一切の業務を行うこと。
- ・ 展示商談会を実施する企業（以下「商談会実施企業」という。）は受託者が提案することとし、三重県と協議の上、決定するものとする。
- ・ 商談会実施企業との連絡調整、募集案内の作成、出展企業の募集、当日の運営等を行うこと。なお、出展企業の募集については三重県と協議のうえ実施するものとする。
- ・ 出展企業に対しては、事前に自社の技術や工法等を提案するためのPRシートの作成支援等を行うとともに、事後も商談会実施企業との成約に向けたフォローアップ等の支援を行うこと。

イ 大型展示会における三重県ブース出展企業に対する支援

- ・ 首都圏等で開催される大型展示会（令和8年1月頃予定）において三重県が設置する共同出展ブースに出展する県内企業に対し、事前にマッチング先の希望等の聴取、PR方法の指導、来場者向けパンフレット（チラシ）の作成等、会期中にマッチング候補先企業の三重県ブース招致、商談への立ち合い等、事後に成約に向けたフォローアップ等）の支援を行うこと。
- ・ 出展企業については、本委託業務とは別途、三重県が公募を行う予定である。

ウ その他伴走支援等

- ・ ア及びイの出展企業以外にも、三重県が本事業とは別途実施する関連事業

への参加企業をはじめ、マッチング支援を希望する県内企業を対象に、個別相談や伴走支援を実施すること。

(参考) 令和6年度の主な関連事業の実績

経営戦略講座 参加企業数 22社

試作・開発補助金 採択企業数 8社

※全ての参加企業等を支援するものではなく、これらのうちマッチング支援を希望する企業について支援するものとする。

- ・その他、県内自動車関連中小企業等による新たな取引先との関係構築や既存の取引先との協業強化を支援するため効果的な企画があれば提案すること。

②支援体制の構築等

- ・5名以上のアドバイザーによる支援体制を構築し、複数のアドバイザーが連携して支援を行うこと。
- ・アドバイザーは、自動車関連産業をはじめとする各業界に精通した専門家を充てること。
- ・支援の進捗状況については、随時、三重県に情報共有を行うこと。

③成果指標

ア 支援回数	50回以上※1
・企業訪問	10回以上※2
・伴走支援	12社以上※3
イ マッチング件数	6件以上※4

※1 個別相談(概ね1時間以上)を含むすべての支援回数の総計。ただし、単なる業務連絡は除く。

※2 県内企業を直接訪問して行う個別相談の回数

※3 PRシート作成指導、成約に向けたフォローアップ、企業からの依頼に基づくニーズ調査とりまとめ等の具体的かつ継続的な支援を行った企業の数

※4 取引実績のない企業(これまでの取引実績とは別の事業分野である場合は別の企業とみなす)と見積依頼やサンプル・試作品の提供等取引に向けて両社が具体的なやり取りを行うこと。

(4) 委託業務にかかる経費

本業務の実施に必要な一切の経費は、受託者の負担とする。

3 委託業務に関する成果品の提出

- (1) 報告書 2部(ワードまたはエクセル、パワーポイントで作成したもの)
- (2) 報告書等電子データ 1式(報告書、報告書概要版及び各種資料、議事録等の電子データを納品すること)
- (3) 成果品の提出期限
成果品は、委託業務の完了の日から起算して10日以内、又は契約終了日のいずれか早い日までに納品すること。

4 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事して

いた者等に対して罰則があるため留意すること。

5 特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

6 その他

- (1) 成果指標が達成できない場合、三重県は受託者に対し、不達成の程度及び理由等の事情を考慮の上、業務委託料の減額を請求することができるものとする。
- (2) 契約書及び本仕様書に定めのない事項や業務の詳細については、三重県と協議して業務を実施するものとする。